

地域計画の変更手続きと農振除外・農地転用許可の手続きについて

- ①令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地において、農振農用地区域からの除外や軽微変更、農地転用をする際には、地域計画の変更(除外)手続きが必要です。
- ②農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更公告後に可能となります。
- ③農地中間管理機構や農地法第3条を活用した農地の権利移動(売買、貸借、贈与、交換等)は事前に地域計画を変更する必要はありません。

